

平成26年行政事業レビューシート

(復興庁)

事業名	東日本大震災復旧・復興に係る特定健康診査・保険指導に必要な経費		担当部局庁	復興庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度～(未定)		担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 大野 秀敏		
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	政策:復興施策の推進 施策:東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
根拠法令(具体的な条項も記載)	国民健康保険法第74条、健康保険法第154条の2、高齢者の医療確保に関する法律第20条		関係する計画、通知等	平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査の国庫補助について(平成26年4月1日厚生労働省発保0401第3号-1厚生労働事務次官通知)				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するため、保険者に対し特定健康診査事業に要する経費の一部を補助するもの。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	東日本大震災の被災者である被保険者等に対する特定健康診査事業 ①特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成 ②避難先の健診機関等での特定健康診査に要する費用と帰宅困難区域等の保険者が実施する特定健康診査に要する費用との差額への助成 実施主体:保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、市町村) 補助率:10/10							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	-	63	15	11	11	
		補正予算	252	▲ 48	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	252	14	15	11	11		
	執行額	41	11	10				
執行率(%)	16.3%	78.6%	66.7%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(年度)
	特定健康診査事業の受診者数		成果実績	人	38,699	8,400	6,520	
			目標値	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	特定健康診査事業に係る保険者への国庫補助額		活動実績	千円	41,728	11,060	9,582	-
			当初見込み	千円	252,457	62,812	15,043	10,746
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト=X/Y X:国庫補助額 Y:特定健康診査受診者数		単位当たりコスト	円/人	1,078	1,316	1,469	-
			計算式	X/Y	41,728,000円/38,699人	11,060,000円/8,400	9,582,000円/6,520	-
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金	4	4	前年同額を計上				
	健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金	0.2	0.2					
	国民健康保険特定健康診査・保健指導補助金	7	7					
	国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金	0.1	0.1					
	計	11	11					

事業所管部局による点検・改善					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	・被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するための補助であり、広く国民のニーズがある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	・全ての被災者が等しく受診機会を確保できるよう、国が主体となり事業を行う。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	・被災者の健康の維持増進のため、特定健康診査の受診機会を確保することは必要であり、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	各県への資金交付の際、交付要綱には東日本大震災による被災者支援に係る事業を交付対象と規定し、基金により当該事業を行うにあたっては、基金の管理方法、経費の取り扱いについて運営規程を限定している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	・財政支援により、被保険者が避難先の保険者が契約している健診機関で受診できることとしているため、保険者が被保険者の避難先の個々の健診機関と契約を結ぶ必要はなく、より効率的に事業を実施できる仕組みとしている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	・助成を必要とする保険者に対し不足なく補助することができた。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	特定健康診査事業において、40歳から75歳未満を対象とし、後期高齢者医療制度事業において75歳以上を対象として実施しているため、適切な役割分担ができている。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	083	東日本大震災復旧・復興に係る後期高齢者医療制度事業費補助金			
点検・改善結果	点検結果	東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するための保険者の取組に対して国における国民の健康の保持の責任を果たす観点から、国庫による財政支援は必要と考えている。			
	改善の方向性	平成26年度においては、受益と負担の公平性の観点から、本来の医療保険制度の姿に徐々に近づける必要があるとの考えのもと、区域指定の解除から一定期間が経過している旧緊急時避難準備区域等の上位所得層に係る健診自己負担額免除等については、10月以降は財政支援の対象外とするなど見直しを図っている。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	避難指示区域等の被災者の健康診査の受診機会を確保するため、復興に資する必要性の高い事業であり、引き続き適切な予算執行を進めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	引き続き適切な予算の執行に努めていく。				
備考					
・「予算額・執行額」の平成23年度部分については、厚生労働省が計上した同様の事業(No951)の予算額等を参考記載しているもの。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	—	平成24年	39-2	平成25年	059

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁
15百万円



【移替】

厚生労働省
10百万円



【補助】

A. 市町村国保等
医療保険者
(20保険者)
10百万円

資金の流れ
(資金の受け取り
先が何を行っている
かについて補足
する)(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.全国健康保険協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
受診費用補助	自己負担金免除対象者が受診した際の自己負担分について補助	4			
計		4	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	3		
2	福島県相馬郡飯舘村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	2		
3	福島県双葉郡浪江町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	2		
4	福島県双葉郡富岡町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
5	福島県双葉郡楢葉町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
6	福島県双葉郡川内村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	0		
7	福島県南相馬市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	0		
8	福島県双葉郡葛尾村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	0		
9	福島県伊達郡川俣町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	0		
10	福島県福島市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	0		